2011年06月27日 中日新聞 朝刊 27頁

避難経路 選び抜く

坂道避け、橋崩落も想定

約二万三千人の死者・行方不明者が出た東日本大震災でも、周到な準備や訓練を生かして避難し、命を守った人々がいる。東海、東南海、南海の三連動地震が起きた場合、私たちはどう逃げるべきなのだろうか。東日本の被災地からヒントを探った。

岩手・野田村保育所

岩手県北東の沿岸部にある野田村。大震災前に、消防署に提出する避難訓練計画を作成した。取りあえず高台の三十七人が死亡した。中学校を避難所に設定し、一・五㌔の公道を使うことにしたが、所長の玉川久美子さんが「坂道や回り道が残るだけだ。しかし綿密な避難計画が六歳児九十四人全員の命を救った。

保育所は、四～五年前に避難地域に指定され、今は石碑と門柱が残るだけだ。しかし綿密な避難計画が六歳児九十四人全員の命を救った。

保育所は、四～五年前に避難地域に指定され、今は石碑と門柱が残るだけだ。しかし綿密な避難計画が六歳児九十四人全員の命を救った。

まず、乳児十人が乗れる大型乳母車「避難車」を購入。ほかの子どもはおんぶひもで背負ったり、手を引いたりすることにし、保育士が誰を担当するかも決めた。

悩んだのは、避難ルート。「坂道や回り道」を検討したが、「うまく避難車が押せず、子ども歩きづらい」と断念。中学校より近い役場への避難も一途中の橋の崩落や増水で川を渡れないかもしれない」と、リスクが大きかった。

目をつけたのは、保育所から六百㍍離れたやや高台に立つ農業辻鼻久さん(㍆)の自宅。そこを一時避難所にして、さらに坂道を必要があれば、辻鼻さんの畑を横切り近道して中学校にたどり着ける。

当時、保育所側が辻鼻さんの父に避難時の使用を頼むと、快く引き受けてくれたという。

保育所は辻鼻さん宅まで十三分で逃げる目標をたてた。数カ月に一度訓練し、十五分で行けるようになった。

そして、三月十一日が来た。

地震発生後、子どもたちは机の下に隠れ、保育士は避難路を確保するため玄関の戸と窓を開け放った後、ガラスが飛散しないようにカーテンを閉めた。すぐ避難を始め、辻鼻さん宅に到着。津波を確認すると予定通り、畑を横切って中学校に向かった。園児の姿を見て逃げだし、命拾いした住民もいたという。

一夢中だったので、何分かかったかはよく分からない。でも、三十分後に街は津波にのまれてしまった」。主任保育士の広内裕子さん(㍆)は言う。

六月十六日、現在は新山児童館に入っている保育所で、震災後初の訓練があった。「もし津波が来たら」という自分に問い掛けて熱心に訓練する子どもたちを見守った。

（中村禎一郎）

野田村保育所からの避難ルート

園児は畑を横切って逃げた

一時避難所になった辻鼻さん宅

野田村保育所の様子（6月16日撮影）

民家通り近道 訓練で時間短縮

釜石東中の機転

危険感じ高台目指す

海岸から五百㍍離れた岩手県釜石市鵜住居町の釜石東中学校は、大震災で校舎の二階まで津波が押し寄せた。地震発生時は終礼の時間帯。校内にいた生徒二百十二人は、機転を利かせて一・五㌔先の高台に逃れた。

釜石市は、各教科で津波の話題を扱うなど防災教育が盛んだ。同校も、年七十時間の総合学習の三分の一を充てる。生徒たちは、地域の人と防災マップをつくり、災害時の炊き出しも体験。文化祭では、先人たちの津波の教訓をヒーロー戦隊仕立ての寸劇で披露するクラスもあった。

寸劇の主人公を演じた三年生の佐野凌太君（㍆）は、体育館で激しい揺れに襲われた。

「ただごとじゃない。授業で習った大津波が頭によぎった」。靴を履き替えずに運動場へ飛び出し、決めごとの点呼も省いて仲間と避難場所に駆け出した。

隣接する鵜住居小学校では、児童たちが校舎三階へ避難を始めていた。ところが窓の外では、中学生が一斉に校外へ逃げ出し、「津波が来るぞ！」の叫び声も。間もなく校内放送で「外へ避難してください」と流れ、児童らも後に続いた。

小中学生が向かった避難場所は、学校から五百㍍離れたグループホーム。十分ほどでたどり着くと、裏山から小石が次々転がり落ちていた。土砂崩れの危険を察知し、誰ともなくさらに高台へと走りだした。

中学一年の佐藤桃香さん(㍆)は、避難の途中で周囲に人が増えていったことを覚えている。たどり着いた高台から町を見下ろすと白煙が上がり、学校や最初の避難場所は津波にのまれていた。

釜石市で防災教育を指導してきた群馬大の片田敏孝教授（災害社会工学）は①想定にとらわれない②状況下で最善を尽くす③率先避難者になる―という避難に重要な「三原則」を、生徒らが体現したとみる。

つまり、最善を尽くして素早く逃げ、率先避難者となって周囲を巻き込み、想定にとらわれず最初の避難場所から離れた。この行為が命を守ったという片田教授は「日ごろの訓練でも、あらゆる場面を想定して主体的に考え、行動することが大切だ」と話した。

（加藤弘一）

率先行動 周囲も続く

津波から避難する釜石東中と鵜住居小の子どもたち＝3月11日、岩手県釜石市で（片田敏孝さん提供）

次回は余震・誘発地震について考えます。

（c）.中日新聞社　無断転載、複製、頒布は著作権法により禁止されています

2011年06月27日 中日新聞 朝刊 27頁

―公的保障―Q&A

遺族給付の支給も

安否不明でも

Q 震災で家族を失った場合、どのような公的保障があるか。

A 災害弔慰金として、生計維持者が死亡した場合に五百万円、それ以外の家族が亡くなった場合は二百五十万円が支払われる。支給対象となる遺族は配偶者、子、父母、孫、祖父母。「兄弟姉妹も対象に」との声が上がっている。被災から三カ月たって安否が分からない場合も支払われる。東日本大震災では、年金や労災保険などの遺族給付も「三カ月推定」を適用し、申請があれば、死亡とみなして支給する。

Q 障害を負った場合は。

A 両目が失明するなど、災害によるけがや病気で身体、精神に重い障害を受けた場合、生計維持者に二百五十万円、その他の人には百二十五万円が支払われる。ほかに世帯主が負傷、または住居や家財に損害を受けると、所得によって生活再建に必要な災害援護資金の貸し付けが受けられる。

Q 住宅が壊れたら。

A 阪神大震災以降にできた被災者生活再建支援制度によって、居住していた住宅が全壊、大規模半壊した世帯に五十万～三百万円が給付される。金額は被害程度と建設や補修などの再建方法によって違い、一人暮らしの場合は金額が四分の三になる。原則として、市町村が発行する罹災証明書が必要。罹災証明書の被害区分は全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊で、地震保険の査定とは基準が異なり、区分も違う。東日本大震災では、罹災証明書の代わりに全壊と確認できる写真の添付で可とするなど、運用が緩和されている。

（c）.中日新聞社　無断転載、複製、頒布は著作権法により禁止されています

2011年06月27日 中日新聞 朝刊 27頁

不便な旅館暮らしに

階下の食堂で夕食を済ませた光一さんは部屋に戻ると、どっかと畳に腰を下ろした。「豊田市のように自分で作って、好きに食べるというわけにはいかないんですよ」。

福島県会津若松市の市街地から20分ほど車を走らせた山あいにある温泉街。一家は５月末、生活拠点を愛知県豊田市の県営住宅から福島県大熊町が用意した宿の一つに移した。

１泊２日の旅行ならばまだしも、長期滞在となると旅館暮らしは何かと不便だ。洗濯物の干し場もないし、物の置き場も少ない。渓谷に臨む窓ぎわには自前で張ったロープに一家のＴシャツが揺れる。「風情も何もないけれど…」。飾り棚には日用品をぎっしり詰め込んだかごが置かれていた。

海沿いの温暖な地域で暮らしてきた一家は気候がまったく異なる山あいの暮らしも気掛かりだ。「１㍍以上雪が積もっけど大丈夫か」。地元の人に半ば本気で心配された。

とはいえ、光一さんの表情は充実感に満ちている。福島に戻ってすぐに仕事を再開できたからだ。配属された隣町の郵便局は震災前に動めていた局より規模が大きく、扱う端末も異なる。「ゼロからやり直す気持ちで、仕事を覚えたい」

部屋に幸さんと沙也加さんが戻ってきた。慰問に訪れた自衛隊のミニコンサートを見てきたという。「毎日、いろんな人が顔を出してくれる。ありがたい」。でも、そう話す幸さんの表情はどこか寂しげだった。

塙（はなわ）さん一家　原発事故で福島県大熊町から避難。光一さん（43）と妻幸さん（43）、次女沙也加さん（15）は豊田市で暮らし、会津若松市に移った。長女梨奈さん（18）は東京で大学生活。

いつの日か
原発1キロからの避難
—6—

（c）.中日新聞社　無断転載、複製、頒布は著作権法により禁止されています